

【1】いじめ問題への組織的な取組の充実

(1) いじめの予防や再発防止に向けた指導体制の構築 (小学校)**Point**

- ・事例研究会の定例化
- ・いじめ問題対策委員会の設置
- ・担任だけに抱え込ませず多面的な児童理解に努める

1. 取組の内容**(1) 取組のねらい**

いじめはどの学級、どの学校でも起こり得るということを、すべての教師が共通に認識し、いじめ問題に対して学校として組織的な対応ができるようにする。

(2) 取組を始めたきっかけ (担任の抱え込みにより深刻化した問題)

A小学校では、1学期にB男に対して、男子5名によるいじめが起きた。言葉によるからかいから始まり、ノートへの落書きや靴隠し、金品巻き上げと次第にエスカレートしていった。

B男の保護者から、C担任に電話でいじめの訴えがあった。その時、C担任はこのいじめの事実をつかんでいなかった。そばで電話のやり取りを聞いていた5年のD学年主任は、電話が終わったC担任に「何かあったのか」と尋ねた。しかし、C担任は学級経営に自信を持っており、「B男の保護者から苦情を言われてしまった」というだけで、詳しい内容は話さなかった。

C担任は翌日、B男からいじめの事実を聞き取った。その後、いじめに関係した5人の児童を指導して、いじめは一時的に解消したかのように見えた。

2学期になってB男は学校を欠席がちとなった。そして、B男の保護者から「いじめはまだ続いているので、登校できない。C先生の指導の仕方に問題がある」と激しい言葉で校長に訴えてきた。それ以後、保護者はC担任との面会を拒んだため、C担任は対応に苦慮していた。

2学期の末になっても状況が改善されないため、A校長は校内の研修会で生活指導の事例研究を行うことを運営委員会に指示した。C担任を校長室に呼び、B男の指導に対する労をねぎらい、校長としても、もっと早くから一緒にかかわっていくべきであったと反省していると率直に話した。そして、思い切ってB男の事を校内研修会の事例研究で取り上げ、他の教師からいろいろ意見を聞いてみてはどうかと勧めた。

事例研究会の席上、C担任はこれまでの指導経過を率直に報告した。協議の中で、E教諭は「学校だけではいじめは発見できない。もっと家庭や地域と連携する方法はないのか」、G教諭は「私たちは学級の問題を隠そうとしていなかったらどうか。もっと協力し合って解決していくにはどうしたらよいか」等、教師の本音が次々と出てきた。

(3) 取組の内容

校長は、今までとは違う教師たちの熱意を感じ、この高まりを大切にするとともに、いじめ予防や再発防止に向けて、いじめ問題にかかわる事例研究会を定例化し、生活指導主任や学年主任からなる「いじめ問題対策委員会」を随時校内に設置したり、複数の教師で子どもを見るために交換授業や合同授業を推進するなど指導体制の整備に努めた。

2. 取組の実績、取組の実施による効果

(1) いじめ問題にかかわる事例研究の定例化

校長は、いじめ問題の事例を学校の教師全体で話し合い、率直な意見交換をし、対策を協議することは、実際のいじめ事象があったときに学校を挙げて即座に対応するのに効果的であると考えた。

そこで、いじめ問題にかかわる事例研究を定例化して、生活指導部が会の運営を企画することにした。また、C担任は自分の学級の問題を取り上げたが、学年団から交代で問題を提起したり、場合によっては、過去に新聞報道されたような深刻ないじめ事象をも取り上げたりするなど、内容を工夫するように指示をした。

(2) いじめ問題対策委員会の設置

校長は、全教職員に自分の学級の問題か否かにかかわらず、いじめが起きたと分かれば誰からでも生活指導主任と担任に報告することを指示し、その後直ちに校長・教頭、生活指導主任、養護教諭と関係する学年主任及び担任で「いじめ問題対策委員会」を組織し、対策を協議するよう指導体制を整備した。また、保護者や地域の人々の協力が必要な場合には、PTAの役員や地域の代表を加えることとした。

(3) 複数の教師で子どもを見る指導体制の構築(交換授業、合同授業の実施)

一人の児童を複数の教師で見ると多面的に情報を収集するとともに、児童の人間関係を客観的に把握しなければならない。そこで、学年団(1・2年、3・4年、5・6年)の教員で、音楽や体育等の授業の交換授業や特別活動等の合同授業を採り入れた。そして、学年団の会議では、交換授業や合同授業における児童全体についての状況を必ず話題にするようにして、いじめの問題の解消に資するようにした。

3. 取組についての評価等

(1) 現状の指導体制の問題点について整理し、改善につなげた。

いじめが再び起きないために教師間で互いに情報を提供し合う体制ができていたか、校長・教頭に情報が伝わりやすい体制になっていたかなど、現状の指導体制の問題点を整理し、全教職員に情報が的確に伝わり、具体的な対応策を講ずることのできる指導体制を構築した。

(2) 教師の意識の改革が図られた。

「自分の学級で起きたいじめは自分一人で解決する」とか「自分の学級だけはいじめを起こさない」という教師の意識は、適切な対応策を見誤る可能性があり、教師相互の信頼関係を失いかねない。このことを教師一人ひとりが認識し、学校のすべての教師がすべての子どものいじめ問題にかかわっていくという意識を持つように啓発した。

(3) 一人ひとりの子どもや保護者に対して組織を生かした丁寧な対応が実現した。

一人ひとりの子どもや保護者に対して組織を生かした丁寧な対応をし、いじめ問題の解決によって学校への信頼がより一層高まるように取り組んだ。

【1】いじめ問題への組織的な取組の充実

(2) いじめ対応の共通理解と指導体制の確立 (高等学校)**Point**

- ・いじめ対応体制の見直し
- ・いじめ防止集会
- ・被害生徒をまず徹底して守りぬく対応の実践

1. 取組の内容**(1) 取組のねらい、目的、きっかけ**

本校は定時制独立校ということもあって、いじめを原因とした不登校の経験者が数多く在籍していることもあり、日頃よりいじめ防止対策を講じてきた。今年度になって、いじめ関連の相談が教育相談部に相次ぐとともに、全国的にもいじめが問題となったため、改めて本校におけるいじめ対応の体制を見直した。

(2) 取組の内容

年4回開かれている教育相談関係専門の職員会議（今年度はスクールカウンセラーも臨席）においていじめ問題への対応について取り上げ、以下の共通理解を行い、連携して組織的に対処するようにした。

さらに、この共通理解の趣旨と教員の決意を生徒たちに日頃から HR 等を通じて生徒たちに伝えるとともに、10月には緊急にいじめ防止集会を開いた。校長は、いじめ等に対する学校としての全体的な方針を生徒に伝え、教育相談主任は、実際にいじめ対応をしている立場から具体例を挙げ、いじめ被害者を全面的に守るという姿勢を伝えた。年次主任は「いじめを絶対許さない」「いじめをしてはならない」ということを訴えた。生徒たちも熱心に顔を上げて話を聞いており、教育相談主任は、その直後複数の生徒の話から、集会によって生徒たちが「先生たちがいじめから自分たちを守ってくれる」と感想を持ったことを聞いた。

[いじめ対応の共通理解]

- 1 いかなる場合でも、いじめ被害者の生徒を全面的に守る。
- 2 いじめ被害生徒がなんらかの問題（生徒指導上、あるいは精神的問題）を抱えている場合でも、被害生徒の訴えに耳を傾け誠実に対応する。
 - 例 被害生徒が借りたものを返さないところからいじめが始まったケース
それでも被害生徒を守る。借り物の返却はいじめ対応とは別の指導で行う。
- 3 被害生徒のいじめの訴えが被害妄想的であっても、被害生徒の訴えをまず誠実に聴き対応することで、被害生徒本人や家族とのトラブルを避けられる。
- 4 その他、被害生徒がいじめにつながりやすい要因（弱点）を持っていることがあるが、それを理由にいじめ指導を躊躇することがあってはならない。
- 5 加害生徒からの仕返しや報復を恐れて教員に相談しない場合が多いので、被害生徒を仕返しや報復から絶対守りぬくということを教員集団として決意し、日頃から生徒たちに伝えておく。
- 6 実際はいじめの相談やいじめ指導において、徹底して被害生徒への仕返しや報復から守り抜く。
- 7 被害生徒を安心させるため、教員の連絡先を伝え、いつでもどこでも仕返しや報復から守り抜く決意を伝える。
- 8 加害生徒への指導は、仕返しまで予測して注意し、教員側が断固として被害生徒を守り抜く決意を加害側にも示す。
- 9 加害生徒もなんらかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導をしたあと、教員の役割分担の中で言い分も聞き、フォローしていく。

- 10 被害生徒が、事態の悪化や報復を恐れ加害生徒への直接の指導をいやがる場合、他の方法を考え、速やかに実行する。
(他の方法の例)

偶然、現場に教員が通りかかったフリをし、指導することで、被害者が告げ口したと言われる事態を防止できる。
教育相談係等がなんらかの形で加害生徒と話すきっかけを持ち、いじめをしてしまう状況を改善していく。

- 11 いじめ問題は1人の教員だけで対応できないので、必ず関係主任(年次、生指、教育相談、保健等の主任)と連携し、管理職にも報告し、組織的に対応する。被害生徒とその家族は、学校の組織的対応を知るだけである程度安心する。

(3) 取組の主体や実施体制

次の順序でいじめ対応を行うことを確認した(図参照)

被害生徒からの相談ないしいじめ現場を発見した場合、教育相談主任に連絡をする。

以後、教育相談主任が連携の中心となって、担任等の関係職員に連絡するとともに、管理職に報告し、被害生徒への対応を始める。

相談を受けた教員を中心に、被害生徒に許可をとりながらいじめの実態を掌握する。

担任から被害生徒の家庭への連絡を行う。

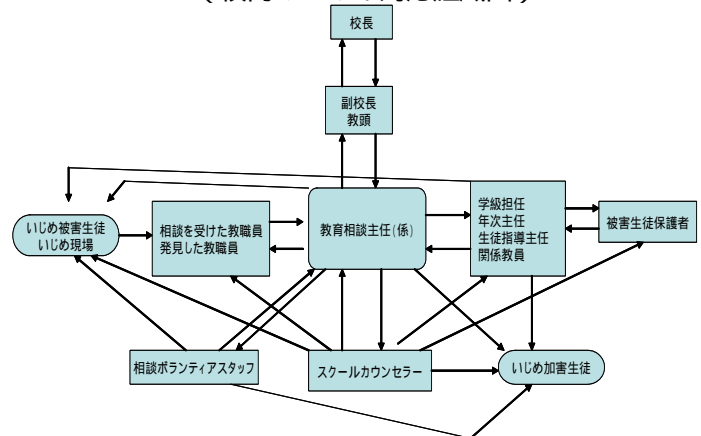
被害生徒に許可を得ながら、加害生徒への指導を速やかに開始する。

スクールカウンセラーから助言を得るとともに、被害生徒、加害生徒及び保護者へのカウンセリングを行う。

必要に応じて相談ボランティアスタッフ(*)により、被害生徒・加害生徒への対応を行う。

- * 不登校等の問題を抱えた生徒の受け皿校的役割を果たす定時制独立高校である本校においては、相談やカウンセリングへのニーズが極めて高く、SCのみではそのニーズに応えきれない。そこで、県内の臨床心理学系大学院に依頼してボランティアスタッフという形で大学院生を派遣してもらい、本校において生徒に対する相談やカウンセリング活動を行って貰っている。現在11名の相談ボランティアスタッフがいて、毎週火曜日と水曜日、昼間制と夜間制の合間の時間(16:00~18:00)に教育相談室や保健室を中心に活動をしている。お兄さん、お姉さんの存在として生徒たちも話や相談をしやすい、いじめ被害生徒、加害生徒の心のケアにも活躍している。臨床心理士やスクールカウンセラーを目指している大学院生にとっても、現実の高校生との対応を学ぶ貴重な機会となっているようである。

(校内のいじめ対応組織図)



2. 取組の実績、取組の実施による効果

今年度は6件のいじめが疑わしい事件が本校で起きている。担任の先生を中心にして、いじめ被害者やいじめを訴える生徒の立場に立った対応をしているため、そのうち2件は解決、3件は現在進行形であるが改善へ向かっている。

3. 取組についての評価等

今年度は5件が解決ないし改善へ向かっているため、有効と考える。保護者等とのトラブルも特に起きていない。いじめ被害を訴える生徒が生徒指導上の問題や精神的な問題を持っていることが多く、そのことから、いじめ対応が後手に回ることがある

が、本校のようにまずはいじめから生徒を守ることを徹底するやり方によって、生徒・保護者ともに納得すると考える。被害生徒本人の問題は、問題が終結してから別の指導において対応するようにした方がいい。

【1】いじめ問題への組織的な取組の充実

(3) 市全体でいじめ総点検に取り組んだ事例 (市教育委員会、小学校、中学校)**Point**

- ・ アンケートと「一日観察日」の実施
- ・ いじめ防止アピールと防止強調週間
- ・ 個別の教育相談

1. 取組の内容**(1) 取組のねらい**

いじめが原因で児童生徒が自ら命を絶つというような事件を繰り返さないために、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、いじめ問題の重要性を認識し家庭や地域と連携して真摯に取り組まなければならない。また、どこの学校でも起こりうるという認識を強く持っていじめ問題に対処する必要がある。

(2) 取組を始めたきっかけ

教育界に対する関心が一段と高まっているこの機会を逆転の発想でとらえ、保護者が安心して子どもたちを学校へ送り出せる学校づくりに努め、学校が信頼を得るチャンスとする。そのため教職員の力量向上を図り、報告・連絡・相談体制の再構築を図るとともに、子どもの理解に全校一丸となり一層組織的に対応する体制をつくる。

(3) 取組の内容**「いじめ総点検」の市内全小中学校での実施(10、11月)**

総点検の実施にあたり、全校児童生徒対象のアンケート実施が前提
(アンケートは、定期的なもの、緊急のもの等を含め、各校独自の形式)

「一日観察日」の実施

教職員の出張がない日を選び、全職員が児童生徒の登校時から下校時まで、授業中も放課中も児童生徒の近くに寄り添い、その様子をじっくりと観察する。

校内のいじめの実態についての洗い出し

アンケートや一日観察日の結果をもとに、児童生徒に関するいじめの実態について以下のような分類で洗い出しを行うとともに、個々について教育相談を実施する。

- ア 既に解消しているが、過去にいじめられた経験のある児童生徒
- イ いじめに関して継続観察中の児童生徒
- ウ 新たに配慮が必要な児童生徒

いじめ事件の検証及び自校のいじめ対策の見直し

ア 3つの自殺事件、(a)北海道滝川市小学校6年女子の件、(b)福岡県筑前町中学校2年男子の件、(c)岐阜県瑞浪市中学校2年女子の件、について、報道内容を資料として検証し、問題点についての望ましい対応のあり方を研修する。

イ 、 、 -アをもとに、自校のいじめ対策の確認と見直しを図る。

「人権週間以降のいじめ対策」(12月4日以降)

保護者及び児童生徒向けの「いじめ防止アピール」の配付(全校一斉に12/4配付)

いじめ防止強調週間として、各種学校行事に合わせた取組を教育委員会より依頼（例：人権週間に合わせたいじめに関するロールプレイなど）

いじめを理由とした就学指定校の変更や区域外就学については、以前より個別に連絡・相談を受けて対応している。

2. 取組の実績、取組の実施による効果

(1) 取組の効果

各学校におけるいじめの実態のより正確な把握

ア 市へのいじめ月例報告A・Bに該当する児童生徒

A：文科省の定義にあてはまるいじめを行った児童生徒

B：A以外のいじめにつながる恐れがあると思われる
問題行動等を起こした児童生徒

いじめ月例報告は従来から実施している。

イ ア以外で、校内いじめ対策委員会（管理職や生徒指導
主事、学年主任等で構成）で検討を必要とする児童生徒

ウ ア、イ以外で、いじめられたことがある、またはいじめられていると訴えた児童生徒
市全体でのいじめの実態把握

について各学校からの報告を集約し、市全体の実態が把握できた。

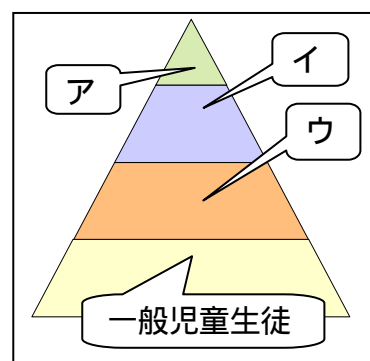
個々のいじめに関する現状把握と今後の対応策の確認

特にアを中心に、各学校の個々の児童生徒に対する現状把握と対応策の確認ができた。

(2) 取組を実施し、得られた知見により改善を図る事項

上記 をもとに、11月分以降のいじめ月例報告と照らし合わせながら、各学校への指導・支援を行う。

従来の教師用いじめ対応マニュアルを見直し、改善する。完成後は全教職員に配付する。



3. 取組についての評価等

学校現場でのいじめ対応において、個別の教育相談がより充実するとともに、早期対応・チームによる対応が特に意識されるようになった。

(理由) 本年度いじめ月別発見件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月末
小学校	4	3	7	0	0	2	17	81
中学校	0	5	4	2	0	8	19	52
合計	4	8	11	2	0	10	36	133

・今後の課題

いじめ対応マニュアルについて、本市のいじめ対策推進委員会（何人かの校長、教頭、教諭により構成され、いじめ対策の企画・推進を行う）とも連携して検討を更に進め、早期に改善を図る点。

いじめ実態把握について、今後も常に継続して対応できるよう、学校現場との連絡調整を図る点。



いじめ問題への対応の強化に向けた教育委員会の取組

いじめが大きく社会問題化している状況を受けて、文部科学省では、平成 18 年 10 月 19 日に都道府県・指定都市生徒指導担当課長緊急会議を開催し、同日付の初等中等教育局長通知や「いじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」を配布し、いじめ問題に対する取組の徹底を依頼しました（巻末の参考資料を参照のこと）。

多くの教育委員会や学校でも、一連の問題を受け、取組の点検・確認を行っています。

栃木県教育委員会では、文部科学省の通知を受け、県独自の取組チェックシートを作成し、市町村教育委員会と県立学校に配布しました。シートは「学校用」「教職員用」「市町村教育委員会用」に分かれ、「大いに当てはまる」「だいたい当てはまる」「あまり当てはまらない」「まったく当てはまらない」のいずれか該当する箇所をチェックする形式になっています。チェック項目は文科省版の項目数より増やしているほか、それぞれについては、「問題点や今後の改善策等」を記入する欄も設けられており、各教員の取組の自己点検や職員会議の場での情報共有、県教育委員会による指導等に活用することとしています。

千葉県教育委員会では、教職員一人ひとりのいじめに対する認識や学校の取組の総点検を行うために、4領域（指導体制、教育指導、早期発見・早期対応、家庭地域との連携）20項目からなるチェックポイント点検表を作成しました。チェックポイント点検表には集計表も付いており、点検表の結果を入力すると自動的に各項目別の棒グラフと領域ごとの円グラフが現れ、データ分析のための基本資料が作成できるようになっています。この資料を活用し、各校で校内研修を実施することで、更なる指導体制の充実を目指しています。

【参考】栃木県教育委員会いじめ問題への取組についてのチェックポイント（抜粋）

〔学校用〕

点 検 項 目	評価（該当に 印）				問題点や今後の改善策等
	大に当てはまる	たいてい当てはまる	あまり当てはまらない	全く当てはまらない	
指導体制	(1) いじめの問題の重要性を全教員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立している。				
	(2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っている。				
	(3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。				
	(4) 教員一人一人が、いじめの理解や指導法、児童生徒理解などに関する校内研修を通じて教員の資質向上に取り組んでいる。				
	(5) いじめのあるなしに関わらず、「いじめ対策委員会」などを定期的開催し、未然防止の取組も含めた体制を整えている。				
日常的指導	(6) 学校全体として、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にしている指導等の充実に努めている。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっている。				
	(7) 学校全体として、校長をはじめ各教師が様々な教育活動の場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めている。				
	(8) 学校全体として、道徳や学級（HR）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われる体制をとっている。				
	(9) 学校全体として、児童生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われている。				
	(10) 学校全体として、児童生徒に幅広い生活体験を積みませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っている。				
	(11) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。				
	(12) 自校の教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童				